

## 川内北中学校の部活動に係る活動方針

### 1 適切な運営のための体制整備

#### (1) 部活動の方針の策定等

- ア 校長は、市教育委員会の「薩摩川内市部活動ガイドライン」（以下「市ガイドライン」という）に則り、毎年度、「川内北中学校の部活動に係る方針」（以下「学校の方針」という）を策定する。
- イ 顧問は、薩摩川内市部活動ガイドラインに則り、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）及び毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。なお、計画に変更がある場合には、速やかに校長に届ける。
- ウ 顧問は、毎月の活動の報告書を作成し、校長に提出する。
- エ 顧問は、週休日・祝日の大会及び練習試合を行う場合には管理職へ計画書（保護者配布案内文で可）を作成し、校長へ提出する。
- オ 校長は、学校の方針等を学校のホームページ等にて公表する。

#### (2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教職員の長時間勤務の解消等の視点から円滑に持続可能な部活動が実施できるよう、適切な数の運動部および文化部を設置する。
- イ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率化・効果的な実施に鑑み、教職員の他の校務分掌や、部活動指導員の配置上級を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌と留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- ウ 校長は、年間・毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツや文化芸術等の活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。
- エ 校長は、教職員の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月9日付け 29文科初第1437号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理を行う。

### 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

#### (1) 適切な指導の実施

- ア 校長及び部活動の指導者は、部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
  - イ 部活動の指導者は、スポーツ医・科学の見地や生徒のバランスの取れた健全な成長の確保の観点から、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること。また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないことや、生徒の心身に負担を与える、部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解する。
  - ウ 部活動の指導者は、生徒の体力及び芸術文化等の能力を向上させながら、生涯を通じてスポーツや芸術文化等の活動に親しむ基礎を培い、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう指導する。
- その際、競技種目・分野の特性等を踏まえた科学的（合理的でかつ効率的・効果的）なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導に努める。また、目の勝敗や技能向上、行き過ぎた勝利至上主義にとらわれることなく、体力や技能の程度、性別や障害の有無等にかかわらず、スポーツや芸術文化等の多様な楽しみ方ができるよう配慮をする。
- エ 部活動の指導者は、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うよう努める。また、生徒自身が自分の体調等に応じた活動について部活動の指導者と意見の交換ができる雰囲気づくりを行う。

オ 部活動の指導者は、生徒主体のキャプテン（等）会議や各部活動ごとのミーティングを定期的に設けるなど、生徒の主体性を尊重し、生徒とともに学び合う関係性を構築し、生徒の健全な成長を目指した指導を行う。

#### （2）部活動用指導手引等の普及・活用

部活動の指導者は、中央競技団体や部活動に関わる各分野の関係団体等が作成する部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引や、本県が策定した「運動部活動指導の手引き（一部改訂版）」（平成29年3月）等を活用して、2（1）に基づく適切な指導を行う。

### 3 適切な休養日等の設定

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究結果や健全な心身の育成の意義も踏まえ、以下の（1）、（2）を基準とする。

#### （1）休養日の設定

ア 学期中は、週当たり2日以上の休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）

イ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

#### （2）活動時間の設定

1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

#### （3）休養日・活動時間の運用について

ア 校長は、1（1）に掲げる「学校の方針」の策定に当たっては、スポーツ庁及び文化庁のガイドラインを踏まえるとともに、県の方針及び市教委が策定した市ガイドラインに則り、各部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

イ なお、校長は3（1）の「休養日の設定」とは別に、中間テスト5日前、期末テスト1週間前から部活動停止期間とし、特別な理由のない限り活動を認めない。

ウ 部活動の活動の際は、熱中症事故防止の観点から、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、万全の安全対策を講じる。

### 4 生徒のニーズを踏まえた部活動の環境の整備

#### （1）生徒のニーズを踏まえた部活動の設置

ア 校長は、部活動が生徒の自主的、自発的な参加に基づくものであることを踏まえ、次のことに留意し、適切な部活動の設置を検討する。

##### （ア）運動部

校長は、生徒の1週間の総運動時間が男女ともに二極化の状況にあり、特に、中学生女子の約2割が60分未満であること、また、生徒の運動・スポーツに関するニーズは、競技力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様である中で、現在の運動部活動が、女子や障害のある生徒等も含めて生徒の潜在的なスポーツニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、顧問や活動場所等の確保など可能な範囲において、生徒の多様なニーズに応じた活動を安全に行うことができる運動部の設置について検討する。

##### （イ）文化部

校長は、現在の文化部活動が、性別や障害の有無を問わず、生徒の多様な潜在的なニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、技能等の向上や大会等での好成績以外にも、友達と楽しめる、適度な

頻度で行える等生徒が参加しやすいような多様なレベルや多様なニーズに応じた活動を行うことができる文化部の設置について検討する。

【具体的な例】

〔生徒のニーズを踏まえた部活動の例〕

- ・ 競技・大会志向でなく友達と楽しみながらレクリエーション志向で行う活動
- ・ 体力つくりを目的とした活動
- ・ 音楽、合唱、演劇など融合した合同部での活動等

〔部活動の設置を検討する際の配慮事項の例〕

- ・ 学校における部活動設置数は、生徒の安全な活動や部活動の指導者の負担軽減等を図るために複数の顧問を配置できるよう考慮する。
- ・ 事故防止の観点から、使用する時間帯の調整等により安全な活動場所が確保できるよう配慮する。

イ 校長は、部員数の減少等に伴い、大会等に出場する人数を満たさなくなった場合は、生徒の活動機會が損なわれることのないよう、複数校合同チームや合同練習などの取組について検討する。

(2) 地域との連携等

ア 校長は、生徒のスポーツや芸術文化等の活動に親しむ機会を充実させる観点から、学校や地域の実態に応じて、体育館、社会教育施設、文化施設の活用や地域の人々の協力や、スポーツ団体・芸術文化関係団体・社会教育関係団体等の各種団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校地域がともに子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能なスポーツや芸術文化活動のための環境整備を進める。

イ 校長は、学校と地域・保護者等が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ環境や芸術文化等の活動に親しむ機会の充実支援するパートナーという考えの下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

ウ 部活動は、地域からの理解や協力が必要なことから、校長は、学校運営競技会において、学校の部活動運営方針を説明し、了承を得る。

エ 顧問及び部活動指導員は、年度当初の保護者会等を通じて担当する部活動に係る活動方針や年間の活動計画等について保護者等に理解と協力を得る。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

校長は、県中学校体育連盟など県の部活動に関わる組織及び市教委が定める目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動の指導者の負担が過度とならないことを考慮して、中体連主催の大会を除き、年間12大会を上限とする。

附則 本方針は、令和3年6月30日に策定し、令和3年4月1日より適用するものとする。